

Title	保険と人生
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.1 (1920. 1) ,p.117- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200101-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

組合 One big union を組織するを以つて理想とする。

四

勞働組合の目的は勞働者自身の經濟的生活の改善にあり、且つ勞働者の經濟的生活の改善は即ち人類の一般文化の向上であるならば、凡ゆる社會状態を現在の所謂勞働者階級の生活程度に下落させやうと努力するのであつてならないことは勿論である。斯して吾人々類の經濟的生活を一般に向上せしむると云ふのが必竟するに勞働組合の目的であつて、而して其經濟的生活は亦文化生活の一方面であると云ふ事實から、單にあるが如くあるのではなくて、あらねばならぬが如くあるやうに努力するを要し、此の必要の一の手段として勞働組合は是認されるのである。

予はロールの如く將來に於ける産業問題を解

働者利益保護の問題の領域を脱して、一の文化問題として人類文化向上の爲めの手段とならねばならぬ。問題は社會全般の問題となる。斯の如き社會改良策の是非は所謂ギルド社會主義 Guild Socialism の當不當と云ふことになる。従つて又ロールの述ぶる所の勞働組合の組織を嚴密に批判する必要もある。然し乍らこゝには唯吾人の文化生活的向上、換言すれば文化價值實現の過程に於て、經濟的文化發展を目的とする勞働組合は一の大なる廣義の勞働者聯合でなければならぬと云ふに止めて置く。經濟的文化發展に對して勞働組合主義が最も適當であるか如何かは又別な問題である。

本稿は G. D. H. Cole: "An Introduction to Trade Unionism." 及び "The World of Labour" 並びに "Inigo Brentano: "Die Gewerbliche Arbeiterfrage." の譯本「勞働者問題」森戸辰男氏譯を讀んだ際の所感の一節である。

一九一九年二月十三日稿

決せんが爲めに、國家をして消費者の利益を代表するものとし、是に對して生産者の團體たる産業的大勞働組合主義の團體を存立せしめ、斯して單に社會的階級闘争のみを事とせず、社會的融和に依らんとする者に俄かに賛成する者ではない。勿論所謂闘争の爲めに闘争するが如き闘争それ自體が目的とする者は絶対に排斥しなければならぬが、社會に於ける産業問題を解決する唯一の方法として、直ちに勞働組合主義を推賞することに對しては更に一考を必要とする。唯ブレンタノと共に萬人最高の完成 Vollendung aller は個人格の出来るだけ充分な開展にありと信じ、勞働問題の解決も要するに此の點にありと思考するが故に、勞働組合の歸趣もそれが一の完全に全勞働者を包含する團體にならざる限り、其目的は完全に成就することには出来ないと思ふ。而して勞働組合は單なる勞

保險と人生

園 乾 治

「死と税の外確實なるものなし」と云ふ俚諺は(註一)人生に確實なるもの、一面に於て、寔に乏しきことを能く表現して居る。不老不死は萬人の齊しく冀ふ所である、けれども、理想として餘りに遠く現實を離れたものであつて、未だ單に一場の夢想に過ぎぬと思はるゝ現代に於ては何人と雖も死は免るゝことが出来ない。又、人類が社會的生活を營み、或ひは更に進みて國家的生活を營むこととなれば、各人の生活の安全と向上のため、各種の共同的施設を必要とし、之れが爲めに其費用の醸出を餘儀なくせしめられる。茲に於てか、現代に於ては、少數の例外

は別として何人と雖も、苟も國家社會の一員たる以上、租税を免るゝことは到底出來難い。

此の點から論ずれば、俚諺の謂ふが如く、死と税とは誠に確實なるもの如くであるが、然し乍ら、更に一步深く進みて考ふるならば、この二つの者と雖、決して確實なるものとは云ひ得ないことが判断せらるゝであらう。寔に、死の到來することは確實である。生あれば必ず死あり、人は生れ出でたる瞬間より、既に死の宿命を負ひて、現世に顯れ出たるものである。然し乍ら、必ず到來す可き死なるものは、果して何時來るものであるか、又、如何にして來るものであるかと云ふことに就きては、何人も知るものはない。そは、唯、神の深玄なる攝理にして、如何なる聖賢の知識も、この解決し難き謎に對しては、何等の鍵鑰に値しない。かくて、遠き昔より今に至る迄で、あらゆる人々は死の何時、如何

ことは、説かずして明かなる所である。殊に、私有財産制度を是認し、且つ自由競争を肯定したる現代の社會に於て、その經濟生活が、常に安定を失し、動搖已むなきものなることは、當然の理である。

嘗て、古代の賢哲によりて唱道せられたる、自然法なる觀念が、近世期に入りて、再び英國に甦り、自由且つ合理的なる原則並びに思想を生み、この風潮が更らに海峽を越へて、對岸なる佛國に輸入せらるゝに及び、こゝに一大烽火となりて、因襲的舊制度呪詛の氣運を醸生し、狂熱的破壊の動機を激成せしむるに至つた。蓋し、當時の佛國民衆は無爲無能なる爲政者のために、盲目的に踏襲せられたるマーカンタル・システムの弊竇簇出に苦しみ、疲窮困憊の悲境に沈淪したるを以て、彼等は何等の批判を加ふる餘裕もなく、直ちに、自由放任は永世の眞理

何にして來る可きかに就きては、依然として不確實の裡に、取殘されて居る。租税に就きては、既に過去に於て屢々改廢せられたることを知るその税目、税率が一定不變のものに非ざる事實は、遠き昔に溯らずとも、最近四五年來の出來事を見ても、十分了解し得る所である。例へばかの戦時の好況に際して、戦時利得税が新に賦課せられ、或ひは所得税法の改正によつて税率に變更の生じたるが如き、既に周知の事實であつて、今更絮説する迄もない。かく觀じれば、人事百般凡て確實なるものは無く、一として安定なるものは無い状態である。人爲に出でたるものは固より、人爲によらざるものにして、何等確實なるものなきが、人生の常である。

二

既に人生にして、不確實、不安定なりとすれば、吾人の經濟生活も亦、不確實、不安定なるなり、と信ずるに躊躇しなかつた。この自然法なる觀念は、先づブルジョアを通じて宣傳せられた。彼は各人は自然に隨ひ本性を發揮せよ、自然は至善至美なりと主張した。而してその結果は教育に、政治に、文學に、美術に、果た經濟の諸方面に普及し、その影響するところ舊文物は、必ず面目を一新せざるはなき状態であつた。寔に、彼のル・ジャンドルによりて始めて使用せられ、後、ゴーンネによりて完成せられたる(註二) レッセ・フェイル、レッセ・パッサなる當時の箴言は、一切の保護干渉政策に對する、民衆的挑戰の宣言にして、勇敢なる破壊の喚聲であつた。かくして、自由放任と保護干渉との間に、開始せられたる争闘は、大體に於て前者の勝利を以て終結となり、遂ひに現代に及んだ。その間屢々、反動的衝突が繼續せられたけれども、現代に於ても、依然として自由放任の主義

に出で、個人主義的自由競争の原則に立脚して建設せられたる社會組織は舊に依つて其の存在を見るのである。

經濟的自由競争の社會とは、如何なる社會組織を指稱するものであるか。一言にして之れを蔽へば、各人が其の能力と技倆とを完全に發揮す可し、と云ふ理想に基きて建設せられたる社會の謂である。然らば、かゝる自由競争の社會の出現は、各人の經濟生活の上に、如何なる結果を齎したか。この社會に於ては、各人は其の能力と技倆との支配し得るもの、外、何物をも支配し、享得することが出来ない。従つて、その以上の要求に對しては、縱令、その要求は如何に生活維持の上に、緊切なる性質のものとも、決して與らるゝことがない。然るに、斯の如き要求は、各人の能力及び技倆の發揮に方りて、障礙の發生する毎に、屢々遭遇する處

であつて、その結果は、収入と支出との間に不權衡を來たし、不適合の窮狀を、暴露することゝなるのである。乃ち各人は現代の經濟社會に於ては、屢々經濟生活上の破綻を惹起す可き危険に、接觸するものであつて、是れ即ち經濟生活は不安定、不確實、不安固なりと呼べる、所以である。而して現代の社會は、原則として交換經濟を行ふ社會であり、加之、物々交換に非ずして、交換の要具として貨幣を使用する社會であるから、私經濟の収入及び支出は共に、貨幣の形態を以て表現せられ、又、收支の不適合も、貨幣の形態を以て表現せられる。換言すれば、金錢上の窮狀となつて現はれて來るのが常である。(註三)

三

かゝる經濟生活の不安定は、何に原因して發生するか。如何なる原因に災ひせられて、かゝ

る不安定は惹起さるゝものであるか。一にぞは、各人の能力及び技倆の發揮を妨止せられ、或ひは収入以上の支出を餘儀なくせしめらるゝ、偶發的事件の發生に因るものである。例へば疾病、傷害、死亡の如き、火災、海難、風水害の如き或ひは債務者の破産等の如き事件は是れであつて凡て豫想し難き金錢上の窮狀を惹起するものである。

勿論、他の一方より之れを觀れば、宇宙の現象は一として、偶然に發生すべきものはない。凡て宇宙間に、ありとあらゆる森羅萬象は、自然の大法則たる因果關係に支配せられ、これに基きて發生し、その間、整正確然たる秩序を維持し運行するものである。故にこの點よりすれば偶發的事件なるものは存在するものではない然し乍ら、人々は凡て宇宙のありとあらゆる萬象の運行が、規準たる可き法則、乃ち因果律を

闡明にし、體得し居るものではない。従つて或特定の現象の發生が偶然に出づることを信ずるものである。斯く云ふ時は、既に茲に所謂偶發的事件と稱するものの意義が、主觀的意義に用ひられたること、固より明かである。そは只、單に人智が未だ完成の域に及ばざること、遠きに原因して生ずる外觀上の事象たるに過ぎない故に、若し凡ての現象の因て發顯する自然の大法則を、知悉することを得たる曉に於ては、特定の現象の發生を豫見することが出來、従つて主觀的意義を有する偶發的事件なるものは悉く消滅する。

尙、偶發或は偶然といふ語は、過去に於て特定の現象が屢々繰り返して發生し、之を觀察して得たる知識並びに經驗を以て、該特定事件の發生するプロバビリテイの度合をも表示することもある。若し特定事件が果して發生するや否

やの理由が明瞭で無い場合に於て、該事件が発生する時にも、又発生せざる時にも、その孰れの時に於ても、偶然なりと云ひ、又、事件が種々の方法に於て発生する可能性あるも、果してその孰れの方法に於て発生するや明かならざる場合、一の方法に於て発生するも、又は他の方法に於て発生するも、俱に偶然なりといふのである。一例を以て之を説けば、茲に壘あり、その中に彩色を異にせる球の幾個かが存在するとすれば、其中より取出さる、球の色は、果して白色のものであるが、赤色のものであるか、或は黒色であるか不明なる場合、必ず赤色の球であると云ひ、その赤色の球が取り出されても、又は赤色でない他の色の球、例へば白色の球が取り出されても、孰れの場合に於ても偶然であるといふのである。この場合には、偶然といふ語の意義は理由に就て不知なることを示すもの

である。然し乍ら右の例に於て、壘の中に容れてある球の数が判明し且つ又、同数の白色の球と赤色の球とであることも判明して居る場合に於て、白色の球の取り出さるゝ偶然は、赤色の球の取り出さるゝ偶然と均分であるといふ。若し、白色の球九個に、赤色の球一個である場合に於ては、白色の球の取り出さるゝ偶然は九であり、赤色の球の取り出さるゝ偶然は一であると云ふ。斯る用法の下に於ては、偶然なる語は發生の方法、或は特定の場合又は組合せが、其他の場合又は組合せに比較して、発生する可能性を意味するものである。乃ちプロバビリテイと同意語に屢々用ひらるゝのである。(註四) 而して、斯かる偶然は縦令、何人が此を測定するとも、其人特有の性癖を超越したものであつて、之れと全然無關係なるものである。普通にこの術語の用ひらるゝは、斯かる客觀的意義を

有する場合に屬する。偶然とは一般に未來に於て、特定事件の發生するプロバビリテイの程度にして、該特定事件が絶對的確實に発生せざるべしといふものより、絶對的確實に発生すべしといふものに至る兩極端の間に於て、種々の階段がある。遮莫、偶發的事件とは、かゝる偶然性を有する事件の謂にして、如何なる人々の上にも發生する可能を有する事件なれども、何人に對して、又、如何なる時期に於て發生するや、不明なるものを指稱するのである。

四

吾人の經濟生活が寔に不安定なること、及びその不安定の原因は、偶發的事件の發生に因りて惹起さるゝ事は、以上説いた如くである。然らば、かゝる經濟生活の缺陷に對應する方策として、如何なるものが存するか。吾人は之れを大略、次の三種に分類することが出来る。事件

の發生を未然に防止し、發生なからしめむとする豫防は其の一である。この種に屬するものとして、彼の軍備及び警察の如きは其の最大なるもの、衛生組合、火の番の如きは最も卑近なる事例である。次ぎに事件の發生に方りて、之れが勢力を消滅せしめむとする鎮壓は其の二である。この種に屬する方策の中、最も普通なるものには消防及び隔離病院等の如きものがある。而して最後に、事件の發生後に於て講ずる善後策は其の三である。この中に於ては自己の獨力に俟つ貯蓄、積立金、他人の助力を仰ぐ慈善的救濟、自他の協力による共濟制度及び保險の如きは、その主なるものである。

經濟生活の不安定に對する此等三種の方策は、近代科學の進歩と各種技術の熟練によりて、非常なる發達を遂げて居る、けれども、猶、今日に於ては、偶發的事件の發生を絶對に阻止し、

或ひはその勢力を全然鎮壓し盡すことは到底望むことが出来ない。又、縦令、事實上回避することを得る場合に於ても、法規上から之を許さぬこともある。故に、豫防と鎮壓との二手段にのみ頼りて不安定を免れむとするは、殆んど絶望に等しい。従て事件の發生以後に於て、其の影響を輕減し進みては之れを絶滅せしめむとする第三の手段によるの外には、安定なる經濟生活に對する活路は見出し得ないこととなる。然らば善後策は如何なる効果を齎すものであるか。既に述べたる如く、善後策の中には他人の助力慈善に待つことがある。即ち他人より慰籍を蒙り、賑恤を仰ぐことであるが、之れは目前の救濟手段たるの效果は、頗る薄弱であるのみならず、却つて自主自立の高潔なる品性を害ひ、徒らに依頼心を助長せしむる弊害の、より多く發生する缺點がある。然らば各人自ら準備

財産を構成する貯蓄や、積立金等は如何と云ふに、これ等は各人の収入と支出との間の餘剰を蓄積するものであつて、先づ斯かる餘剰の存在することを前提とし、且蓄積するとせざることは、全く各人の自由意思に放任せらるゝものである。これ等の諸點は、此種の方策が偶發的事件の發生後に於ける善後策として、本來不十分のものたる原因をなすものであるが、加之、かゝる偶發的事件に對するものであるから、貯蓄又は積立金は、その構成上にも困難を伴ふを免れぬ。即ち未來に於て果して發生するや否やの漠然たる事件を慮りて豫め之れに備ふる場合は、勿論のこと、或は發生すること確實なりとするも、その時期の不明なる事件のために、若くは事件の發生によりて惹起さるゝ必要金額の不確定なる場合には、之れ等の方法を探ることは、各個人にとりても又社會にとりても頗る不經濟不適當

なる施設である。故に相當に收支の上に餘剰のある者に取りても、仲々容易に實行し難きものである。況んや「手より口へ」の生活を持續せざるを得ぬ下層階級は、縦令未來に對する思慮あるものも到底能く之を實行することは希望し得ない。寔に勤儉貯蓄は道徳上好ましき美風なれども、かゝる美風も何等の餘剰を有せざる階級の人々に、之を奨励し或ひは強制することは、彼等の保健状態に由々しき大事を誘發せしめ、社會上より見るもまた頗る戦慄す可き罪惡たるの惡結果を齎すに過ぎぬものである。

五

斯くの如く各人が單獨に構成する準備財産は偶發的事件の發生に因りて惹起さるゝ經濟生活の不安定を交除するには、不十分、不適當なりとすれば、更に之に代る可き有効なる施設を、他に索めなくてはならぬ。之れが爲めに、吾人

は共同準備財産の構成なるものを見る。この施設にありては、豫め規約を設けて多數の人々が、共同に積立金をなし、組合員中に目的とするところの偶發的事件に遭遇したるものある時は、その不時の必要金額を各自の組合に對する醵金中より給付するものである。換言すれば、多數の人々が偶發的事件の發生によりて蒙るべきわなる金錢上の必要を以て、小數の人々が偶發的事件の發生によりて蒙るべき大なる金錢上の必要に代ふる設備をなすにある。かゝる必要に應ずるため、共同に經濟的準備を行ふことは、決して新しいことではない。其の習慣制度は既に古來より實行せられたる處であつて、彼の吉凶に際して相慶吊するが如き習慣は、最も原始的方法の一例である。然し乍ら、このことは民族の風習に關する歴史上の事實として、記憶すべきことではあるが、かゝる贈

答は權利として受納するものではないから、その効果から之れを論ずれば、頗る幼稚なりとの批難を免れない。國家の之に關する制度としては我が朝の史蹟には、垂仁帝の二十七年に大和の來目邑に創めて屯倉を設けて、凶歲に備へんがために稻穀を收めたといふことである。次いで景行帝は大ひにその制度を奨励し、諸國各地に屯倉の設けらるゝもの益々其の數を増し、安閑帝の治世に及びては、全國に凡そ廿六個處の設置を見るに至つた。かくして當初は官家のためにしたる設備も漸次一般人民のためにも利用せらるゝの有様となつたといふ。その外、五保の制につきては孝徳帝の白雉三年に法規を制定し、更に文武帝の大寶令中にも五保の制令が規定してあるといふ。(註五)。以上は主として國家の行ふ制度に就て見たのであるが、この外に専ら民間に於て利用せられたる、相互救濟を目

的とする施設には、無盡講、たのもし、等がある。これらの講は其起源を宗教的結社に、發したものであるか否かは姑らく措き、(註六)一般に金錢の融通を必要とする人々の團結にして、時には困窮者を救濟するの目的によりて組織せられたものもある。

更らに歐洲の歴史に徴すれば、希臘羅馬の時代に於ても、その例は乏しくない。コレギアや、コイノニアや。モンテス・ピエタチス等は、凡て相互扶助の精神に出で、中世紀に全盛を極めたギルドの如きは、所謂同胞相互の救濟を目的としたのであつた。言を換へて謂へば、組合員が偶發的事件の發生によりて、金錢の必要に接したる際に、費途に充つるため、共同に準備財産を構成したるものである。殊に最後に述べたるギルドにありては、その金錢給付の範圍頗る多岐、廣汎に亘り、現代に於ける火災、生命、疾

病、傷害、盜難等各種の保險組織の有する夫れ々々の目的を遂行し、保險發達の有力なる基礎をなしたるものである(註七)。以上は、古代と中世との史實により論じたる所であるが、近世に於て之れと同種のものを見る可きものは、先づ法令に基く救濟組合なるものを擧げることが出来る。この種の組合は、組合員の一身上に於ける偶然的災害による、金錢上の必要に適應する財産を準備するものであつて、獨逸のヒルフスカツセの如きは、通常その目的を疾病、傷害、老廢に因る勞働能力の喪失の場合に制限してゐる。本來この施設は勞働階級の保護のために、企畫せられたものであつて、且つ之れが組織に就いては、勞働者を強制的に加入せしめ、或ひは傭主に法制上一定の負擔をなさしめ、或ひは國家が適當なる方法により援助を與ふるが常である。以上は法令に基く組合であるが、

尙この外に職業の關係、又は縁故ある同志の組合がある。吾が國に於ける前者の好適例としては、鐵道院、印刷局、專賣局等の官業(註八)及び各私人會社工場等に於ける、從業者又は職工の救濟制度なるものがあり、後者の例としては、同郷人の會同などに往々見る所である。更らに、以上の如き關係に基かずして、一般公衆を糾合して相互扶助の實を擧げむとする施設としては、英國にフレンドライ・ソサイエティ、獨逸にステルベカツセ、ペグレーブニスカツセ等の制度がある(註九)。

斯くの如き共同的財産準備による時は、單獨の財産準備例へば貯蓄の如き場合に於ける、不十分なる點を幾分除却することが出来る。即ち豫想した偶發的事件が如何なる時期に發生して收入の減少、或ひは金錢上の必要を惹起すとも之れに適合する金額を、調達することが容易と

なるのである。貯蓄などの場合には事件の発生が確定し居る時と雖も、豫想外に早き場合、或ひは豫想外に巨額なりし場合には、不十分なるの缺點を免れず、又、豫想外に後れて発生したる場合、或ひは豫想外に少額なりし場合には、不経済なる残余財産の死蔵となるの缺點をも免れない。然らば既に述べたるが如く共同的に財産準備を行ふ場合には、適應したる準備財産を得ることは出来るが、それは又同時に不経済ならざるを得るか云ふに、必ずしも然りとは云ふを得ない。否、組合員間に事件の発生する割合を、正確に測定することの出来ないこの制度に於ては、却つて不経済にして、負擔は決して僅少であるとは云ふを得ないのが常である。茲に於てか、斯かる缺點を全然脱却せむがために、保険なる制度の必要を見るに至つたのである。

六

のは、各種の善後策中にありて最も適當にして、且つ経済的なるものであるといふことを得るものである。然し乍ら、茲に注意すべきは、吾人は決して経済生活の不安定に對する各種の方策なる豫防、鎮壓、及び貯蓄等が不必要なりと結論するものではない。保険には自らその可能なる範圍があるから、保険のみによりて、吾人の経済生活は安定なりと思惟するが如きことあらば、それは大なる謬見なりとするに躊躇しない。

註一、Seligman: Principles of Economics

註二、高橋教授「テロ・ホム・ノ・メー」三田評論 (大正四年二月號) 所載

註三、小島學士「保險と經濟」

註四、A.H. Willit: The Theory of Risk (Yale Readings in Insurance Vol. I 所載) 及び Walford: Insurance Cyclopaedia

註五、股樂瑞維氏「日本生命保險業史」及び栗津博士「保險學綱要」參照

註六、股樂氏及栗津博士 前掲著書及び池田龍藏氏「無盡の學說と實際」參照

然らば保險とは、如何なる組織より成るものであるか。保險の意義及び本質に關しては、論者の説く所、今尙ほ種々岐たれて、歸一するところを知らぬ有様(註一〇)であるが保險に於ては、組合員の負擔を僅少ならしむるために、先づ組合員間に於ける特定事件の発生する割合を知らねばならぬ。之れがためには、統計學上所謂大數法、又は大數の法則(註一一)即ち觀察の數を加ふるにつれて、或特定事件の発生する割合は、其プロバビリテイに近づくものであるといふ所に從つて、發生の割合を豫測することが必要となるのである。かくの如くして、組合員が特定の事件に遭遇する割合を測定し之を基礎として、各自の豫想する必要金額に對する釐出金額を決定すれば、最も経済的なるを得べく、前述の制度に見るが如き、缺點は免るゝことが出来るのである。之を要するに、保險制度なるも

註七、A. F. Jack: An Introduction to the History of Life Assurance 參照

註八、影近清毅氏「官營事業に於ける現業員の共濟制度」生命保險會社協會々報(第七卷第三、四號)所載參照

註九、栗津博士 前掲著書

註一〇、小島學士 前掲著書參照

註一一、小島學士 前掲著書及び高田學士「大數法論」參照

本稿の起草に方り小島學士「保險と經濟」には始めより終り迄種々垂教指導の恩惠を蒙ることが頗る多い。特に學士に深大なる謝意を表す。

(大正九年十二月十五日稿)

シイウリー公の尙農的政策

政策

高橋誠一郎

第十八世紀に至り、極端なるマーカンチリズムに對する反動として發生し來りたる、更らに